

指定排水設備工事業者の指定の更新を 受けるための申請手続について

堺市内で引き続き排水設備工事を行うためには堺市下水道条例第5条第3項に規定されている指定排水設備工事業者の指定の更新を受けていただく必要があります。

この指定排水設備工事業者の指定の更新を受けるためには、堺市下水道条例第5条の3第1項に規定する下記の指定の基準をすべて満たしている必要があります、所定の書類等を添付の上申請が必要となりますので、下記の事項に留意の上、申請してください。

記

1 更新手続の根拠（堺市下水道条例第5条第3項）

指定排水設備工事業者は、有効期間の満了に際し、引き続き市指定排水設備工事業者としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

2 指定の基準（堺市下水道条例第5条の3第1項）

- 大阪府内に営業所を有する者であること。
- 営業所ごとに、下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会の登録を受けた者を選任していること。
- 排水設備工事に必要な機械器具を有する者であること。
- 一定の欠格要件(堺市下水道条例第5条の3第1項第4号)のいずれにも該当していない者であること。

3 申請方法

原則、上下水道局のホームページに掲載している給排水設備工事管理システムにログインのうえ申請してください。従前の紙による申請は、原則不可とします。

なお、次の申請書類のうち、住民票の写し、登記事項証明書、納税証明書については、申請時に原本を郵送してください。

指定更新に係る申請書類一覧

	No.	提出書類	説明
共通	1	堺市指定排水設備工事業者指定更新申請書 (様式第5号)	
	2	堺市指定排水設備工事業者誓約書 (様式第2号)	条例第5条の3第1項第4号アからオまでに該当しない旨を誓約するものです。
	3	堺市指定排水設備工事業者営業用機械器具調書 (様式第3号)	様式裏面の1～7までの種別をすべて網羅してそれぞれの品目例を参考に記入してください。
	4	更新時に確認する事項	指定工事業者名簿一覧とは別に、宅内排水修繕対応業者名簿への掲載の希望を確認するものです。 <u>(掲載の希望は任意です。)</u>
	<u>※令和7年4月1日より更新時においては、営業所等の写真は、添付不要となりました。</u>		
個人の方	5	住民票の写し	申請日前3か月以内に市役所で発行された <u>原本を郵送してください。</u> (コピー不可)
	6	市・府民税の納税証明書 (前年度分) <u>※課税証明書ではありませんのでご注意ください。</u>	申請日前3か月以内に市役所で発行された <u>原本を郵送してください。</u> (コピー不可) <u>非課税の方は、納税証明書が発行されませんので、非課税証明書を添付してください。</u>
法人の方	7	登記事項証明書 <u>※定款は令和7年4月1日より添付不要になりました。</u>	<u>【登記事項証明書】申請日前3か月以内に法務局が発行した登記記録に記録されている履歴事項の全部を証明する書面の原本を郵送してください。</u> (コピー不可) <u>一般財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスで出力された『商業登記情報』は不可とします。</u>
	8	法人市民税と法人府民税の納税証明書 (前年度分) <u>※課税証明書ではありませんのでご注意ください。</u>	<u>【法人市民税の納税証明書】申請日前3か月以内に市役所で発行された原本を郵送してください。</u> (コピー不可) <u>【法人府民税の納税証明書】申請日前3か月以内に府税事務所で発行された原本を郵送してください。</u> (コピー不可)
指定更新手数料は10,000円です。 (指定証書交付手数料1,000円を含みます。) 入金方法については別途ご案内させていただきます。 <u>更新のご案内は9月上旬頃になります。</u> <u>指定更新手数料は、令和7年4月1日から改めました。</u>			郵送先 〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 堺市上下水道局 給排水設備課 TEL 072-250-8945

※1～4の書類は、HPからダウンロードできます。

堺市指定排水設備工事業者指定更新申請書

日付欄は提出日を記入してください。 令和7年4月1日

堺市上下水道事業管理者 殿

【個人】住民票の住所、屋号、代表者氏名、電話番号を記入してください。

【法人】登記事項証明書の住所、商号、代表者の職氏名、電話番号を記入してください。

申請者 住所(所在地) 堺市〇区〇〇町1-2-3
氏名(名称) 株式会社 〇〇設備
(代表者氏名) 代表取締役 排水 太郎
電話番号 072-123-4567
(指定番号 第 9999号)

堺市指定排水設備工事業者の指定の更新を受けたいので、堺市下水道条例第5条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地	堺市△区□□町1-2-3	
ふりがな	〇〇せつび さかいしてん	
営業所の名称	株式会社〇〇設備 堺支店	
営業所の電話番号	072-000-1234	
営業所のメールアドレス	abcdefg12345@〇〇〇〇.co.jp	
責任技術者の氏名及び登録番号	氏名	登録番号
	排水 太郎	1234567
※他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況 【記入例】 排水太郎は、大阪府の区域内における弊社北大阪支店の責任技術者を兼務しています。 なお、弊社北大阪支店の所在地は、大阪府〇〇市△△町〇丁〇番〇号です。		

迷惑メール対策やドメイン指定受信等を設定している方は、当局からの確認メールを受信できるように受信設定を確認してください。

備考 登録番号は、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている7桁の番号です。

堺市指定排水設備工事業者誓約書

日付欄は提出日を記入してください。

令和7年4月1日

堺市上下水道事業管理者 殿

【個人】住民票の住所、屋号、代表者氏名を記入してください。

申請者 住所(所在地) 堺市〇区〇〇町1-2-3

氏名(名称) 株式会社 〇〇設備

(代表者氏名) 代表取締役 排水 太郎

【法人】登記事項証明書の住所、商号、代表者の職氏名を記入してください。

申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員その他これに類する者）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者であることに相違ないことを誓約します。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
- (3) 堺市下水道条例第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、当該取消の日から2年を経過しない者であること。
- (4) その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。

(裏面)

番号	種別	品目例
1	排水設備工事用工具	てこ、トンカチ、チス、大ハンマー、はつりハンマー、練りスコップ、練り鉄板、塗りこて、レンガこて、仕上げこて、パイプ切断機等
2	土木工事用工具	両つるはし、スコップ、排水用ポンプ、転圧機、舗装用切断機、掘削機等
3	測量用器具	水平器、水準器、箱尺、巻尺、水糸等
4	水道工事用工具	ウォーターポンプ、トーチランプ、プライヤー、やすり、パイプレンチ、金切のこ、水圧テストポンプ、水圧ゲージ等
5	保安用具	工事中標識板、警戒標識、排水設備工事表示板、防護柵、ガードロープ、点滅式黄色灯等
6	運搬車両	軽トラック、2トントラック等
7	営業所備品	机、いす、パソコン、複写機、電話等

令和7年4月1日

日付欄は提出日を記入してください。

堺市上下水道事業管理者 殿

「宅内排水修繕対応業者名簿」への掲載を希望しない場合は「いいえ」に○をしてください。いいえの場合は申込書欄への記載は不要です。

指定番号 9999号
営業所の名称 株式会社〇〇設備 堺支店
営業所の所在地 堺市△区□□町1-2-3
代表者の氏名 代表取締役 排水 太郎
電話番号 072-000-1234

更新時に確認する事項

- 1 宅内排水修繕対応業者名簿への掲載を希望しますか？どちらかに○をしてください。
はい ⇒以下の申込書に記入してください。 **いいえ** ⇒以上で終了です。

宅内排水修繕対応業者名簿掲載申込書

次の事項を誓約のうえ、下記の内容で、堺市上下水道局のホームページ内の「宅内排水修繕対応業者名簿」に掲載することを申し込みます。※ 宅内…トイレ・台所・風呂などの水回り等。

誓約事項

- 堺市下水道条例に基づき指定を受けていることを十分自覚し、下水道法をはじめとする法令や条例等を誠実に遵守のうえ、適正な事業運営に当たること。
- 工事代金等に関するトラブルを未然に防止するため、施工する範囲、使用材料、作業内容、工事費の費用明細など工事を施工する前にわかりやすく説明し、お客さまが工事内容等を十分理解し納得されたことを確認のうえ、誠意を持って適正に工事を施工すること。
- 不適切な対応でお客さまに不安や不信感を抱かせることのないよう、接遇・モラルに十分気をつけ、社会的信用を損なうことのないよう親切丁寧な対応を実践すること。

記

※現行の掲載内容に変更がない場合は、右の変更なしに○をして提出してください。

変更なし

営業日及び営業時間 (休業日は記入不要です。)	月～金 (9時 00分 ~ 18時 00分) 土 (9時 00分 ~ 18時 00分) 日 (時 分 ~ 時 分) 祝 (時 分 ~ 時 分)		
対応可能な修繕内容 (○をしてください。複数の○も可)	排水管等のつまり	排水管の破損	ますの破損
	○	○	○
対応可能なエリア (○をしてください。複数の○も可)	市内全区	堺区	北区 西区 中区 東区 南区 美原区

- ※ 申込内容に相違がある場合や上下水道局からの指導に従わない場合は、確認が取れた時点で、名簿から削除させていただきます。(予告・通知等はいたしません。)
- ※ 掲載事項に変更等がございましたら、早急に変更の届出をお願いいたします。
- ※ 内容に不備不足がある場合や必要事項以外の記載がある場合は、掲載いたしませんのでご了承ください。
- ※ 本申込書によるホームページ掲載は、あくまでお客さまサービスの向上を目的としており、特定の指定排水設備工事業者をあっ旋・推奨するものではありません。